別表六(十)の記載要領第四号を削り、同表を別表六(二十四)とする。

別表六(十九)の表中「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を「特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に、「事業の内容及び認定地方公共団体の名称、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等」を「事業の内容、適用を受ける資産の所在地等」に、「構造、設備の種類又は区分」を「構造、用途、設備の種類又は区分」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉖」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉚」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉕」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉙」）」に改め、同表の記載要領第１号中「震災特例法」の次に「第17条の２第２項若しくは第３項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第２項若しくは第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。第４号において「令和３年改正法」という。）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第４号において「令和３年旧震災特例法」という。）」を加え、「、所得税法等の一部を改正する法律」を「又は所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の２第３項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第１１号中「「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等　⑵」」を「「事業の内容、適用を受ける資産の所在地等　⑵」」に改め、同号㈠中「又は第３項」を削り、「同条第１項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称」を「その適用を受ける資産の所在地及び東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第４条第２項第４号イ（復興推進計画の認定）に規定する復興産業集積区域又は同号ロに規定する復興居住区域のうちその適用に係る区域の区分」に改め、同号㈡中「又は第３項」を削り、「、同条第１項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあつた日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいう。⑵において同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあつた日）及び」を「並びにその適用を受ける資産の所在地及び同条第１項の表の各号のいずれに該当するかの区分を記載すること。なお、その記載した区分が同表の第１号である場合には、」に改め、「日を」の次に「併せて」を加え、同号㈢中「又は第３項」を削り、「内容」の次に「、その適用を受ける資産の所在地」を加え、「又は同項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があつた日（当該特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があつたことにより新たに認定特定復興再生拠点区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第17条の２の３（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）に規定する認定特定復興再生拠点区域をいう。）に該当することとなる区域にあつては、当該変更の認定があつた日）のいずれか早い日」を削り、同第四号中「震災特例法」を「令和３年旧震災特例法」に、「減価償却資産並びに」を「減価償却資産、」に、「に係る」を「並びに令和３年４月１日から令和６年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした令和３年改正法附則第95条第２項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する旧特定機械装置等で同項第１号ハ及びヘに掲げる減価償却資産に係る」に改め、同表を別表六(二十三)とする。

別表六(十六)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉔」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉕」）」に改め、同表の記載要領第四号㈢中「金額のうち」の次に「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令第119号）第１条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六(二十一)とし、同表の次に次の１表を加える。